

告示

埼玉県告示第百六十二号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百三十一条の二の三第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる施設の使用料の納付について同表の中欄に掲げる者を指定納付受託者に指定した。

令和四年三月一日

埼玉県知事 大野 元裕

一 施設の名称、指定納付受託者の事務所の所在地等及び指定期間

施設の名称	指定納付受託者の事務所の所在地、名称及び代表者氏名	指定期間
埼玉県立歴史と民俗の博物館、埼玉県立さきたま史跡の博物館、埼玉県立嵐山史跡の博物館、埼玉県立近代美術館、埼玉県立自然の博物館及び埼玉県立加須げんきプラザ	東京都千代田区紀尾井町一番三号 PayPay株式会社 代表取締役 中山 一郎	令和四年三月一日から令和七年二月二十八日まで

二 指定をした日

令和四年三月一日